

令和6年11月11日  
関東森林管理局

### 関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

#### 指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

株式会社橋本組  
静岡県焼津市本町2-2-1

2 指名停止期間

令和6年11月11日 ～ 令和7年1月10日（2ヵ月）

3 指名停止の理由

株式会社橋本組は、焼津市発注の「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事（債務負担行為）（建築工事）」において、柱の打設位置のずれを補正するために、公共建築工事標準仕様書に基づかない塗厚、工法によりモルタルを施工し、供用後モルタルの一部が剥落する事故を生じさせる粗雑工事を行った。また、発注者へは、設計図書のとおり施工したかのような虚偽の施工図等を提出したことから、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年9月3日、中部地方整備局長から監督処分（営業停止22日間）を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第1第3号（過失による粗雑工事）に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第1「当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準」

措置要件	期間
(過失による粗雑工事) 3 当該部局の管轄区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局 経理課

電話 027-210-1149

担当：地域業務対策官（経理課）